

平成22年第5回教育委員会記録

平成22年3月12日(金)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成22年3月12日(金)午後4時55分～午後5時05分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 委員代理者 大橋 辰雄
 委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
 教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当 森 仁司
 教育部 長

庶務課長 徳 嵩 淳一 教課 育人事企画 佐藤 浩
 課 長

教育改革推進 岡本 勝実 教育委員会事務局事務 筒井 鉄也
 課 長 統括指導主事

学校適正配置 齊藤 俊朗 学務課長 加藤 貴幸
 担当課 長

社会教育 森田 師郎 教育委員会事務局 正田 智枝子
 スポーツ課 長 参事

済美教育 小澄 龍太郎 済美教育 坂田 篤
 一長 一長
 所 所

済美教育 田中 稔 中央図書館長 和田 義広
 一長 一長 統括指導主事

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一
 担当書記 佐藤 守

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第15号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

議案第16号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

- 議案第17号 杉並区立幼稚園の保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第18号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第19号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 議案第20号 杉並区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正
- 議案第21号 杉並区立学校職員服務規程の一部改正
- 議案第22号 杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部改正
- 議案第23号 杉並区立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正
- 議案第24号 杉並区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正
- 議案第25号 杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正

(報告事項)

(1) 平成21年度杉並区学校文化栄誉顕彰について

目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案審議	
議案第15号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助 執行に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第16号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	4
議案第17号 杉並区立幼稚園の保育料等徴収条例施行規則の一部を 改正する規則	4
議案第18号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改 正する規則	4
議案第19号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則	4
議案第20号 杉並区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正	5
議案第21号 杉並区立学校職員服務規程の一部改正	5
議案第22号 杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部改正	5
議案第23号 杉並区立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関 する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正	5
議案第24号 杉並区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関す る事務取扱規程の一部改正	5

議案第25号 杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正	5
報告事項	
(1) 平成21年度杉並区学校文化栄誉顕彰について	6

委員長 ただいまから、平成21年第5回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が11件、報告1件となっております。

それでは、議案の審議に入ります。

はじめに、区立幼稚園2園が、区立子供園に転換することに伴う所要の規程整備ということで、日程第1、議案第15号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第16号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第17号「杉並区立幼稚園の保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第18号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第19号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第15号から第19号につきましてご説明を申し上げます。

いずれの議案も、区立幼稚園2園が本年4月1日から区立子供園に転換ことに伴い、所要の規定整備をするとともに、その他の改正も併せて行うものでございます。

まず、議案第15号でございますけれども、新旧対照表をご覧ください。幼稚園、子供園に係る窓口を保育課とすることで、保育園と一体的に対応して区民の利便性を図る等のため、第3条第2号にあるとおり、運営に関する事務を区長の補助機関たる職員に補助執行させるものです。なお、教育課程の編成等や教育職員の任免等の人事に係る事務などは、従前どおり教育委員会が行います。

次に、議案第16号でございますけれども、これも新旧対照表の2ページでございます。2ページにありますとおり、区立子供園園長、園長代理の印を置くなどの改正をいたします。

次に、議案第17号でございますけれども、これも新旧対照表をご覧ください。これは、幼稚園の保育料の納期、これを子供園の保育料の納期に合わせ、毎月末日とするものでございます。

続きまして、議案第18号でございますけれども、新旧対照表のとおり、区立学校に子供園を含めて適用するための整備を行うほか、別表の第三でございますけれども、ここでは、東京都が任用する講師の第一種基礎報酬が時間額で10円引き下げられたことを踏まえ、同額引き下げるものでございます。なお、幼稚園及び子供園に勤務する講師は、「経験区分一」が適用されるものでございます。

最後に、議案第19号でございますけれども、これも新旧対照表にございますとおり、区立学校及び幼稚園に子供園を含め、適用するための改正のほか、規定の整備を行うという内容になって

ございます。

以上、いずれの議案も執行日は平成22年4月1日でございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいま一括上程いたしました議案について説明をいただきました。ご質問、ご意見があれば、議案番号を明示して、その後、ご質問、ご意見をなさってください。

いかがでございましょうか。何かございますか。特にありませんか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、一括上程して審議しました議案15号から議案第19号まで、特に異議がありませんので、そのとおりに可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、議案15号から第19号までを原案どおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

続きまして、ただいま審議しました規則と同様に、区立幼稚園2園が区立子供園に転換することに伴う所要の規定整備ということで、日程第6、議案第20号「杉並区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正」、日程第7、議案第21号「杉並区立学校職員服務規程の一部改正」、日程第8、議案第22号「杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部改正」、日程第9、議案第23号「杉並区立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正」、日程第10、議案第24号「杉並区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正」、日程第11、議案第25号「杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいまの議案第20号から25号までの6議案につきましてご説明を申し上げます。いずれの議案も、先ほどの規則と同様、区立幼稚園が本年4月1日から、2園、区立子供園に転換することに伴い、子供園に勤務する教育職員に各規程を適用させるため、区立学校及び区立幼稚園に子供園を含めるなどの改正を行うものでございます。

まず、議案第20号でございますけれども、これは新旧対照表にあるとおり、区立幼稚園に子供園を含めるという改正でございます。次の議案第21号でございますけれども、これも新旧対照表のとおり、区立学校に子供園を含める、そういう改正のほか、所要の規定整備ということで行うものでございます。

次の議案第22号でございますけれども、新旧対照表にありますとおり、これは区立学校に子供園を含める改正のほか、出勤簿整理者、これを教頭としてございます。

次に議案第23号でございます。新旧対照表にありますとおり、区立学校に子供園を含めるという改正でございます。

次の議案第24号でございます。これも、新旧対照表にありますとおり、区立学校に子供園を含める改正のほか、所要の規程整備ということでございます。

最後に、議案第25号でございます。これも、新旧対照表にあるとおり、子供園を含める改正のほか、第10条第2項ですけれども、校長及び園長が被表彰者の推薦を行う場合は、学校運営協議会または学校評議員会の意見を求めるものということで規定をするものでございます。

以上、6議案、いずれも施行日は平成22年4月1日ということでございます。

以上で、簡単ですが説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいま、一括上程しました議案第20号から25号まで、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、特にありませんので、これは原案どおり可決しても異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議はありませんので、議案第20号から議案第25号まで原案のとおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

続きまして、日程第12、報告事項の聴取に入ります。

平成21年度杉並区学校文化栄誉顕彰についての説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは、資料に基づきまして、平成21年度杉並区学校文化栄誉顕彰につきましてご報告申し上げます。

まず、1番にありますとおり、この目的でございますけれども、区内の学校に在籍する児童生徒等が、文化活動に関し、優秀な成績を収めた場合に、その栄誉を顕彰し、学校における文化活動の振興を図ると、こういう目的で行っているものでございます。2番の顕彰の対象でございますけれども、記載のとおり、学校に在籍する生徒などで、文化活動の分野において、記載のとおり優秀な成績を収めたということが文化栄誉顕彰審査委員会、これは区立小中学校及び私立学校の校長先生など7名による委員会でございますけれども、ここで適当と認めた個人・団体ということが対象になります。そこで、3にあります顕彰の方法でございますけれども、これは被顕彰者に対しまして、文化栄誉賞を授与することにより行うというものでございまして、4番にあります今年度の被顕彰者は、別紙のとおり、平成22年2月18日に行いました審査委員会で、個人受賞者66名、団体受賞者4団体ということで決定をいたしましたところでございます。なお、5番にありますとおり、表彰式は3月15日の月曜日、午後3時から表彰式を行うということで、教育委

員の皆様にもご出席いただくようお願いしているところでございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

たくさんありますのでよく分かりませんが、ちょっと偏りがあって一つの学校にたくさん出ているところと、全然でていないところとがありますね。

庶務課長 はい。これからもこういった顕彰の目的というところに照らして、幅広くやっぱりご応募いただくというところで、この文化の振興という意味合いが広まっていけば良いなと、こんなふうに努めていきたいと思っております。

委員長 何かございますか。

それでは、特にありませんので、これで結構でございます。

報告の聴取を終わります。

それでは、予定されました日程はすべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。